

専任特例 2 号の技術的難度等の Q & A

Q 1 専任特例 2 号（旧特例監理技術者）の兼務要件に、技術的難度が高い工事でないこととあるが、技術的難度が高い工事とはどのようなものか。

（令和 7 年 3 月 1 8 日付県土第 0 3 - 2 5 2 号「配置（予定）技術者の兼務に関する取扱いについて（通知） 2 ・（1）・イ」）

【三重県 HP】配置（予定）技術者の兼務に関する取扱いについて（通知）

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001187556.pdf>

A 1

一般的に工事規模が大きく、高度な専門技術や知識、厳しい環境への対応等を必要とする堰・水門、トンネル、ダム（砂防ダム除く）等を技術的難度が高い工事（表-1）とし、兼務を認めないこととします。

それ以外は技術的難度が高くない工事（表-2）とし兼務を認めることとします。

ただし、技術的難度が高くない工事においても、工事規模が大きく、自然条件や社会条件による制約があると判断される場合は、技術的難度が高い工事とみなし兼務を認めないこととします。（別紙 1）

表-1

技術的難度が高い工事【兼務不可】

分類	工事内容
河川	堰・水門 水路トンネル
ダム	転流トンネル ダム（砂防ダムを除く）
道路	道路トンネル 共同溝（シールド工法）
下水	下水道（シールド工法）

※新設工事に限る

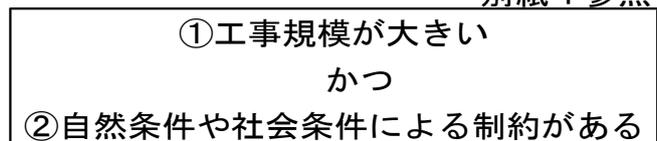
表-2

技術的難度が高くない工事

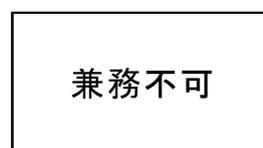
左記以外



別紙 1 参照



該当する



※新設工事に限る



該当しない



工事規模が大きく自然条件や社会条件による制約がある場合

① 工事規模（1 工事あたりの規模）

- ・護岸（基礎天端からの高さ）10m以上
- ・築堤（堤内地盤高からの高さ）の平均高さ：10m以上
- ・浚渫工の浚渫土量：100 万m³以上
- ・樋門、樋管の内空断面積：15m²以上
- ・揚排水機場の吐出管径：2,000mm 以上
- ・海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深（海底から天端までの高さ）：10m以上
- ・流路工の計画高水流量：500m³ 以上
- ・砂防ダムの堤高（基礎地盤からの高さ）：15m以上
- ・地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上
- ・切土の土工量：20 万 m³ 以上
- ・盛土の土工量：15 万 m³ 以上
- ・橋梁上部工の最大支間長：100m以上
- ・橋梁下部工の高さ：30m 以上

↓ ①のいずれかに該当（いずれにも該当しない場合は兼務可）

② 自然条件および社会条件

- ・地下水位の影響があり、ウェルポイント工法などによる排水や山留めが必要な工事。
- ・海岸又は河川区域内のため、波浪等の影響で不稼働日があり、作業船や台船を使用する工事。
- ・潜水夫を必要とする工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等の設置を必要とする工事。
- ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を必要とする工事（法面工除く）
- ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とする工事。
- ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事
- ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受ける工事
- ・地山強度が低い又は土被りが薄い場合、FEM解析などによる検討を行い、現地観測等を必要とする工事。
- ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。
- ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。
- ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に注意を要する工事。
- ・地元調整や環境対策などの制約がある工事。
- ・市街地での夜間工事。
- ・D I D地区での工事。
- ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制を行う工事。
- ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。
- ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行う工事。
- ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受ける工事。
- ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。

↓ ②のいずれかに該当（いずれにも該当しない場合は兼務可）

【兼務不可】 工事規模が大きく自然条件や社会条件による制約が厳しい場合に該当

Q 2 : 国または市のルールで兼務が認められない場合はどうなるか。

A 2 : 国または市のルールで兼務が認められない場合は、県工事においても兼務を認めません。

Q 3 : 水門は、工事規模にかかわらず兼務を認めないのか。

A 3 : 工事規模にかかわらず堰・水門を新設する場合は兼務を認めません。